

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 告示

- 宮城県告示第五百八十七号  
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。
- 宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時
- 宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所
- 宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時

五五

## 目次

ページ

- 生活保護法による医療機関の指定

(社会福祉課) 一  
(同)

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

(同)  
(同)

- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出

(同)  
(同)

- 生活保護法による施術者の指定

(同)  
(同)

- 生活保護法による指定施術者の変更の届出

(同)  
(同)

- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第一号漁業者）

(農林水産経営支援課)	二
(事業管理課)	二
(道路課)	二
(同)	二
(防災砂防課)	三

- 建設業許可の取消し
- 道路の区域変更（二件）
- 道路の供用開始
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(同)

## 選挙管理委員会

- 宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙の期日及び選挙すべき委員の数
- 宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務代理人

五五

名称

所在地

富城県知事 村井嘉浩

松尾歯科医院

石巻市雄勝町下雄勝一・六十

平成二十三年三月十一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松尾歯科医院	石巻市雄勝町下雄勝一・六十	平成二十四年七月一日

- 宮城県告示第五百八十八号  
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十四年七月二十四日

(1) 平成24年7月24日 火曜日

宮 城 県 公 報

国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者か  
ら次のとおり変更した旨届出があった。

変更後	変更前	氏名	施術所の名称・所在地	変更年月日
高 麻 末				
仙台市泉区野村字下西河原三一六	F 仙台市青葉区二日町十六・十五 一	株式会社「こみケア」	平成二十四年七月一日	

○宮城県告示第五百九十一号  
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第一百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあつた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

所女同県域女の川組漁へ川地町合業宮町区支の協城区	区域
るとんをにンソ総漁をま使よ未以ト業目を用り満上ソ的とし構の二数とるて受漁十すこさ網船トト	区分
七平月成二十二年四月一日	届同意成年月立日の
阿指牡阿代山浜牡部ケ鹿部表神七鹿浜郡理水十郡二女菊事産六女男十川男組漁番川男十一町一町番指ケ地の浜十字	発起人の住所及び氏名
業に三令和法漁規号第三施業定第百九令害補定する六九年へ政昭償漁条十政昭償	漁業の種類
二人	漁特定業者數号

○宮城県告示第五百九十九号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中國  
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）  
第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

四三三

氏名（施術所の名称）	施術所の所在地	指定年月日
澤田 和正 (レイス治療院いわぬま)	岩沼市竹の里一丁目十四-一一	平成二十四年六月十一日
一條 吉崇 (療善社岩沼整骨院)	岩沼市藤波二-一-五	平成二十四年六月十五日

○宮城県告示第五百九十一号  
生活保護法（昭和二十五年六月二日）

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年七月十四日

宮城県知事  
村井嘉浩

平成二十四年六月二十七日  
仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

## 二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地
阿部建設工業	石巻市漆字鳥井崎五十
百般十五万九千二	許建可設番号業
一般廃業と土木工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業 ほしゆ工事事業	申請取り消し及び許可事由の種類

平成二十四年六月六日  
受付年月日

## 三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第一十九条第一項第四号に該当

## ○宮城県告示第五百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

変更の区間		道路の種類		県道	
二 道路名 三百四十七号		一 道路の種類 一般国道		二 路線名 松川町向線	
後	前	前変更の 敷地の幅員 (メートル)	後変更の 敷地の幅員 (メートル)	本吉郡南三陸町歌津字松川八七番一地先から 同郡同町歌津字松川五一番一地先まで	一 道路の種類 県道
一一〇	一一二七〇	一一〇	一一二七〇	後	二 路線名 松川町向線
三四〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	六一六〇	三 道路の区域

○宮城県告示第五百九十五号  
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一般国道	種道路類の 路線名	供用開始の区間	前変更の 敷地の幅員 (メートル)	後変更の 敷地の延長 (メートル)
三百四十七号	同町漆沢岳山国有林二一六林班れ小班地先から 加美郡加美町漆沢岳山国有林二一六林班と小班地 先から	平成二十四年七月三十一日	六一六〇	一七四〇

○宮城県告示第五百九十七号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

区域の名称	区域の所在地	土砂災害の種類による原因の自然現象
下滝の沢	土石流	伊具郡丸森町字下滝南、同町字船場(次の図のとおり)
大和沢	土石流	伊具郡丸森町耕野字小屋館(次の図のとおり)、伊具郡丸森町耕野字小屋館(次の図のとおり)
小屋館沢	土石流	伊具郡丸森町耕野字小屋館(次の図のとおり)、伊具郡丸森町耕野字小屋館(次の図のとおり)
岳沢	土石流	伊具郡丸森町耕野字白五郎(次の図のとおり)、伊具郡丸森町耕野字白五郎(次の図のとおり)
白五郎沢	土石流	伊具郡丸森町耕野字白五郎(次の図のとおり)、伊具郡丸森町耕野字白五郎(次の図のとおり)
白五郎	土石流	伊具郡丸森町耕野字白五郎(次の図のとおり)、伊具郡丸森町耕野字白五郎(次の図のとおり)
中島	急傾斜地	伊具郡丸森町筆甫字中島、同町筆甫字
下滝南	急傾斜地	伊具郡丸森町字下滝南、同町字下滝南(次の図のとおり)
入	急傾斜地	伊具郡丸森町耕野字羽抜(次の図のとおり)、伊具郡丸森町耕野字羽抜(次の図のとおり)
長根	急傾斜地	伊具郡丸森町金山字谷地木戸(次の図のとおり)
北	急傾斜地	伊具郡丸森町耕野字北(次の図のとおり)
下滝	急傾斜地	(次の図のとおり)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十四年七月二十四日

## 公 告

宮城県知事 村井嘉浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	宮城県知事 村井嘉浩
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	岩沼市館下一丁目一番百四十七及び一番百三十三の一部並びに同字中谷地四十六番九 仙台市青葉区五橋一丁目一番一号
三 日本貨物鉄道株式会社	

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十四年七月二十四日

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量		二 第一項第八号該當		選挙管理委員会		三 ○富選管告示第八十八号	
1 X線CT装置 一式		漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第三十三条第一項の規定により、宮城海区漁業調整委員会の委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行つ。		四 平成二十四年七月二十四日		五 平成二十四年八月一日	
2 空気調和実習システム水蓄熱ユニット蓄熱槽 一式		漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第三十三条第一項の規定により、宮城海区漁業調整委員会の委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行つ。		六 委員長 菊地光輝		七 ○宮選管告示第八十九号	
三 落札者を決定した日		一 選挙期日 平成二十四年八月一日		八 ○宮選管告示第一号		九 ○宮選管告示第一号	
四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地		二 選挙すべき委員の数 九人		十 ○宮海選告示第一号		十一 ○宮海選告示第一号	
五 落札金額		三 委員長 菊地光輝		十二 ○宮海選告示第一号		十三 ○宮海選告示第一号	
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札		四 委員長 菊地光輝		十四 ○宮海選告示第一号		十五 ○宮海選告示第一号	
七 入札の公告を行った日 平成二十四年五月十八日		五 委員長 菊地光輝		十六 ○宮海選告示第一号		十七 ○宮海選告示第一号	
八 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。		七 ○宮海選告示第一号		十八 ○宮海選告示第一号		十九 ○宮海選告示第一号	
九 ○宮海選告示第一号		十 ○宮海選告示第一号		二十 ○宮海選告示第一号		二十一 ○宮海選告示第一号	
十 ○宮海選告示第一号		二十二 ○宮海選告示第一号		二十三 ○宮海選告示第一号		二十四 ○宮海選告示第一号	
十一 ○宮海選告示第一号		二十五 ○宮海選告示第一号		二十六 ○宮海選告示第一号		二十七 ○宮海選告示第一号	
十二 ○宮海選告示第一号		二十八 ○宮海選告示第一号		二十九 ○宮海選告示第一号		三十 ○宮海選告示第一号	
十三 ○宮海選告示第一号		三十 ○宮海選告示第一号		三十一 ○宮海選告示第一号		三十二 ○宮海選告示第一号	
十四 ○宮海選告示第一号		三十三 ○宮海選告示第一号		三十四 ○宮海選告示第一号		三十五 ○宮海選告示第一号	
十五 ○宮海選告示第一号		三十六 ○宮海選告示第一号		三十七 ○宮海選告示第一号		三十八 ○宮海選告示第一号	
十六 ○宮海選告示第一号		三十九 ○宮海選告示第一号		四十 ○宮海選告示第一号		四十一 ○宮海選告示第一号	
十七 ○宮海選告示第一号		四十二 ○宮海選告示第一号		四十三 ○宮海選告示第一号		四十四 ○宮海選告示第一号	
十八 ○宮海選告示第一号		四十五 ○宮海選告示第一号		四十六 ○宮海選告示第一号		四十七 ○宮海選告示第一号	
十九 ○宮海選告示第一号		四十八 ○宮海選告示第一号		四十九 ○宮海選告示第一号		五十 ○宮海選告示第一号	
二十 ○宮海選告示第一号		五十 ○宮海選告示第一号		五十一 ○宮海選告示第一号		五十二 ○宮海選告示第一号	
二十一 ○宮海選告示第一号		五十三 ○宮海選告示第一号		五十四 ○宮海選告示第一号		五十五 ○宮海選告示第一号	
二十二 ○宮海選告示第一号		五十六 ○宮海選告示第一号		五十七 ○宮海選告示第一号		五十八 ○宮海選告示第一号	
二十三 ○宮海選告示第一号		五十九 ○宮海選告示第一号		六十 ○宮海選告示第一号		六十一 ○宮海選告示第一号	
二十四 ○宮海選告示第一号		六十二 ○宮海選告示第一号		六十三 ○宮海選告示第一号		六十四 ○宮海選告示第一号	
二十五 ○宮海選告示第一号		六十五 ○宮海選告示第一号		六十六 ○宮海選告示第一号		六十七 ○宮海選告示第一号	
二十六 ○宮海選告示第一号		六十八 ○宮海選告示第一号		六十九 ○宮海選告示第一号		七十 ○宮海選告示第一号	
二十七 ○宮海選告示第一号		七十 ○宮海選告示第一号		七十一 ○宮海選告示第一号		七十二 ○宮海選告示第一号	
二十八 ○宮海選告示第一号		七十三 ○宮海選告示第一号		七十四 ○宮海選告示第一号		七十五 ○宮海選告示第一号	
二十九 ○宮海選告示第一号		七十六 ○宮海選告示第一号		七十七 ○宮海選告示第一号		七十八 ○宮海選告示第一号	
三十 ○宮海選告示第一号		七十九 ○宮海選告示第一号		八十 ○宮海選告示第一号		八十一 ○宮海選告示第一号	
三十一 ○宮海選告示第一号		八十二 ○宮海選告示第一号		八十三 ○宮海選告示第一号		八十四 ○宮海選告示第一号	
三十二 ○宮海選告示第一号		八十五 ○宮海選告示第一号		八十六 ○宮海選告示第一号		八十七 ○宮海選告示第一号	
三十三 ○宮海選告示第一号		八十八 ○宮海選告示第一号		八十九 ○宮海選告示第一号		九十 ○宮海選告示第一号	
三十四 ○宮海選告示第一号		九十一 ○宮海選告示第一号		九十二 ○宮海選告示第一号		九十三 ○宮海選告示第一号	
三十五 ○宮海選告示第一号		九十四 ○宮海選告示第一号		九十五 ○宮海選告示第一号		九十六 ○宮海選告示第一号	
三十六 ○宮海選告示第一号		九十七 ○宮海選告示第一号		九十八 ○宮海選告示第一号		九十九 ○宮海選告示第一号	
三十七 ○宮海選告示第一号		一百 ○宮海選告示第一号		一百一 ○宮海選告示第一号		一百二 ○宮海選告示第一号	
三十八 ○宮海選告示第一号		一百三 ○宮海選告示第一号		一百四 ○宮海選告示第一号		一百五 ○宮海選告示第一号	
三十九 ○宮海選告示第一号		一百六 ○宮海選告示第一号		一百七 ○宮海選告示第一号		一百八 ○宮海選告示第一号	
四十 ○宮海選告示第一号		一百九 ○宮海選告示第一号		一百十 ○宮海選告示第一号		一百十一 ○宮海選告示第一号	
四十一 ○宮海選告示第一号		一百二 ○宮海選告示第一号		一百三 ○宮海選告示第一号		一百四 ○宮海選告示第一号	
四十二 ○宮海選告示第一号		一百五 ○宮海選告示第一号		一百六 ○宮海選告示第一号		一百七 ○宮海選告示第一号	
四十三 ○宮海選告示第一号		一百八 ○宮海選告示第一号		一百九 ○宮海選告示第一号		一百十 ○宮海選告示第一号	
四十四 ○宮海選告示第一号		一百一 ○宮海選告示第一号		一百二 ○宮海選告示第一号		一百三 ○宮海選告示第一号	
四十五 ○宮海選告示第一号		一百四 ○宮海選告示第一号		一百五 ○宮海選告示第一号		一百六 ○宮海選告示第一号	
四十六 ○宮海選告示第一号		一百七 ○宮海選告示第一号		一百八 ○宮海選告示第一号		一百九 ○宮海選告示第一号	
四十七 ○宮海選告示第一号		一百十 ○宮海選告示第一号		一百十一 ○宮海選告示第一号		一百十二 ○宮海選告示第一号	
四十八 ○宮海選告示第一号		一百三 ○宮海選告示第一号		一百四 ○宮海選告示第一号		一百五 ○宮海選告示第一号	
四十九 ○宮海選告示第一号		一百六 ○宮海選告示第一号		一百七 ○宮海選告示第一号		一百八 ○宮海選告示第一号	
五十 ○宮海選告示第一号		一百九 ○宮海選告示第一号		一百十 ○宮海選告示第一号		一百十一 ○宮海選告示第一号	
五十一 ○宮海選告示第一号		一百二 ○宮海選告示第一号		一百三 ○宮海選告示第一号		一百四 ○宮海選告示第一号	
五十二 ○宮海選告示第一号		一百五 ○宮海選告示第一号		一百六 ○宮海選告示第一号		一百七 ○宮海選告示第一号	
五十三 ○宮海選告示第一号		一百八 ○宮海選告示第一号		一百九 ○宮海選告示第一号		一百十 ○宮海選告示第一号	
五十四 ○宮海選告示第一号		一百一 ○宮海選告示第一号		一百二 ○宮海選告示第一号		一百三 ○宮海選告示第一号	
五十五 ○宮海選告示第一号		一百四 ○宮海選告示第一号		一百五 ○宮海選告示第一号		一百六 ○宮海選告示第一号	
五十六 ○宮海選告示第一号		一百八 ○宮海選告示第一号		一百九 ○宮海選告示第一号		一百十 ○宮海選告示第一号	
五十七 ○宮海選告示第一号		一百一 ○宮海選告示第一号		一百二 ○宮海選告示第一号		一百三 ○宮海選告示第一号	
五十八 ○宮海選告示第一号		一百四 ○宮海選告示第一号		一百五 ○宮海選告示第一号		一百六 ○宮海選告示第一号	
五十九 ○宮海選告示第一号		一百八 ○宮海選告示第一号		一百九 ○宮海選告示第一号		一百十 ○宮海選告示第一号	
六十 ○宮海選告示第一号		一百一 ○宮海選告示第一号		一百二 ○宮海選告示第一号		一百三 ○宮海選告示第一号	
六十一 ○宮海選告示第一号		一百四 ○宮海選告示第一号		一百五 ○宮海選告示第一号		一百六 ○宮海選告示第一号	
六十二 ○宮海選告示第一号		一百八 ○宮海選告示第一号		一百九 ○宮海選告示第一号		一百十 ○宮海選告示第一号	
六十三 ○宮海選告示第一号		一百一 ○宮海選告示第一号		一百二 ○宮海選告示第一号		一百三 ○宮海選告示第一号	
六十四 ○宮海選告示第一号		一百四 ○宮海選告示第一号		一百五 ○宮海選告示第一号		一百六 ○宮海選告示第一号	
六十五 ○宮海選告示第一号		一百八 ○宮海選告示第一号		一百九 ○宮海選告示第一号		一百十 ○宮海選告示第一号	
六十六 ○宮海選告示第一号		一百一 ○宮海選告示第一号		一百二 ○宮海選告示第一号		一百三 ○宮海選告示第一号	
六十七 ○宮海選告示第一号		一百四 ○宮海選告示第一号		一百五 ○宮海選告示第一号		一百六 ○宮海選告示第一号	
六十八 ○宮海選告示第一号		一百八 ○宮海選告示第一号		一百九 ○宮海選告示第一号		一百十 ○宮海選告示第一号	
六十九 ○宮海選告示第一号		一百一 ○宮海選告示第一号		一百二 ○宮海選告示第一号		一百三 ○宮海選告示第一号	
七十 ○宮海選告示第一号		一百四 ○宮海選告示第一号		一百五 ○宮海選告示第一号		一百六 ○宮海選告示第一号	
七十一 ○宮海選告示第一号		一百八 ○宮海選告示第一号		一百九 ○宮海選告示第一号		一百十 ○宮海選告示第一号	
七十二 ○宮海選告示第一号		一百一 ○宮海選告示第一号		一百二 ○宮海選告示第一号		一百三 ○宮海選告示第一号	
七十三 ○宮海選告示第一号		一百四 ○宮海選告示第一号		一百五 ○宮海選告示第一号		一百六 ○宮海選告示第一号	
七十四 ○宮海選告示第一号		一百八 ○宮海選告示第一号		一百九 ○宮海選告示第一号		一百十 ○宮海選告示第一号	
七十五 ○宮海選告示第一号		一百一 ○宮海選告示第一号		一百二 ○宮海選告示第一号		一百三 ○宮海選告示第一号	
七十六 ○宮海選告示第一号		一百四 ○宮海選告示第一号		一百五 ○宮海選告示第一号		一百六 ○宮海選告示第一号	
七十七 ○宮海選告示第一号		一百八 ○宮海選告示第一号		一百九 ○宮海選告示第一号			

所を次のとおり定める。

平成二十四年七月二十四日

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁

宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙  
選挙長 鈴木廣志

○富海選告示第二号

平成二十四年八月一日執行の宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定による選挙立会人のくじは次のとおりこれを行つ。

平成二十四年七月二十四日

宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙  
選挙長 鈴木廣志

一場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
二日時 平成二十四年七月三十日 午後五時